

第7章 核廃絶と軍備撤廃

岡本 三夫

1 核廃絶への動き

二〇〇七年一月、米政界の長老ヘンリー・キッシンジャー、ジョージ・シュルツ、ウイリアム・ペリー、サム・ナンの四人による「核兵器のない世界」という長大な論文が有力紙『ウォールストリート・ジャーナル』に掲載された。米国の核政策を推進してきた元国務長官や国防長官が、「核兵器がないほうが米国も世界も安全だ」と主張し始めたのだ。しかも、同趣旨の論文は翌二〇〇八年一月にも同紙に掲載された。前代未聞の出来事であり、冷戦終結後約二〇年になる新しい動向として注目される。

これまでも、「核兵器がないほうが米国も世界も安全だ」という考えはあつたし、冷戦終結後の米国世論も核兵器ゼロに傾いていたが、特に「9・11」事件以後、「もし、核兵器がテロリストの手に渡つたら」という懸念が一挙に噴出し、通常兵器でも圧倒的な軍事力を誇る米国としては核兵器ゼロの世界のほうが安全だという主張を受け入れる人びとが増えつつある。

いまや地球市民は、子のため、孫のため、子孫のため、「核兵器と原発の漸次の削減から最終的にはゼロへ」という計画にしたがつて実現する文字通り「核のない世界」を求めている。後述する

ように、できるだけ早く核廃絶のシナリオを作らせ、二十一世紀の早い時期に核廃絶を実現させようという地球規模の運動も広がっている。一九九八年五月に行われたインドとパキスタンの核実験以後は特にそうであり、北朝鮮の核兵器保有がさらに警鐘を鳴らしている。

では、核兵器廃絶は可能なのだろうか。もちろん可能である。悲観論者は「発明されたものはなぐせない」(You cannot dis-invent what you have invented)などといつて核兵器廃絶は不可能だと主張するが、人類の歴史を無視した主張だ。なぜなら、かつては存在した社会機構であっても歴史の進歩と共に廃止されたもののが数多くあるからである。たとえば、奴隸制度、植民地主義、南アのアパルトヘイト政策がそうだった。牢固とした経済基盤でもあつたこれらの制度や政策は「発明されたものはなくせない」と思っていた。ギロチンによる断首、ガス室を使った残酷な死刑もほとんど姿を消した。死刑そのものを廃止した国も多い。時間はかかる場合もあるが、「発明されたものはなぐせる」(You can dis-invent what you have invented)のである。そゝに理性をもつた人類の英知がある。

マスコミはインドの核実験が同年五月に行われたジュネーブでの核不拡散条約検討準備委員会で米国が核軍縮を論議する提案を拒否し、会談が暗礁に乗り上げた直後だったことを報道しなかつた。核不拡散条約検討準備委員会は「早期の核軍拡競争停止と軍縮に関する有効な措置についての交渉を誠実に追求する」という核兵器国の誓約の進展を検討するために二週間開催された。会議は五月八日の深夜に決裂し、インドはその三日後に核実験に踏み切った。

インドはその日、「あらゆる兵器の地下核実験ならびに〈臨界前核実験〉と称される核関連実験を禁止する真に包括的な国際条約という目標を実現する努力への協力を再確認したい」という声明

を発表した。インドは「核兵器の全面的かつグローバルな廃絶へ繋がる核軍縮の迅速なプロセス」へのコミットメントを確認した。この会議では中国も核兵器廃絶条約の交渉を呼びかけた。

2 核抑止論批判

核軍拡の唯一最大の根拠とされたのは、ソ連にとつては米国の核軍拡、米国にとつてはソ連の核軍拡だった。こうして生まれた米ソの不戦状態は「力の均衡」と呼ばれたが、「恐怖の均衡」でもあつた。冷戦構造の崩壊後、「恐怖の均衡」したがつて米ロ核軍拡の根拠は崩壊し、抑止の対象は消滅した。しかし、核抑止論自体は残つた。なぜか。

核抑止論が消滅しないのは、それがもともとイデオロギーだからであり、いわば形而上学的な信仰体系のようなものだからである。核兵器は現代の神であり、核抑止論はその神学体系である。核抑止論はかつて善良な庶民を巧みに操つていた中世の壮大なキリスト教神学体系という虚構のイデオロギーの現代版だといつてよい。インドとパキスタンだけではない。米ロ英仏中はもとよりだが、イスラエルも北朝鮮も核にしがみついており、核信仰亡者であることには変わりはない。核兵器という妖怪が世界を闊歩しているのだ。

かつて神に直接接近できると信じていた者は神官や預言者のような特殊な人間だけだった。核兵器に直接接近できる人間もほとんどいない。神学的形而上学の難解さは出家した修道僧をさえ悩ませた。核抑止論と核戦略は不可分だが、その総体を理解している者はほとんどない。核兵器の破壊力は爆風、熱線、放射能にあるが、その構造と機能、あるいは核戦術、核戦略の心理学、

ゲーム理論等々を総体として把握している者はまずいないだろう。核兵器国の政策決定者がどれだけの知識をもつて核政策にあたっているかははなはだ疑問である。

原爆は相対性理論と量子力学の成果をふまえた科学者たちの発明だった。しかし、ヒロシマ・ナガサキの悲劇は科学者ではなく、政治家の決断によつてもたらされた。科学者は政治の世界を知らず、政治家は科学と科学技術について無知である。米ソ冷戦崩壊後の現在、核軍拡の唯一の根拠とされていた敵の核軍拡は好核論者の単なる口実以外の何物でもないことが明白となつた。

既存の体制が崩壊するとき、その体制のなかで既得権を享受していた個人や集団は、体制の崩壊を食い止めようとしてあらゆる画策を弄する。米ソ冷戦崩壊後の今日、核抑止論体制の崩壊をめぐる現状がそうである。むともとイデオロギーにすぎなかつたソ連の脅威あるいは米国の脅威を「ならず者国家」(rogue states) の脅威という代替物にすり替えて核抑止論体制の延命を画策している。まさに自衛のために狂奔する既得権益保持者の醜態そのものである。

ツキディデスとマキヤヴェリは実際に罰を加えることなしに人間を服従させるためには恐怖心を抱かせる必要があると説いた。臣民は冷酷な君主には従うが、慈悲深い君主には従わない、とマキヤヴェリは断言した（『君主論』）。抑止は恐怖心を利用した思想である。それは、恐怖心を起こさせることによって、ある行為を相手に断念させることを意図する。たとえば、死刑制度によつて凶悪犯罪を防止しようとするのは抑止の原理に基づく刑罰思想である。だが、凶悪犯罪はすべての国に普遍的に存在するが、死刑制度を廃止した国も多い。死刑制度廃止の根拠の一つは死刑制度が実際に抑止効果をもつてゐるかどうかについての科学的根拠が希薄だからである。

一般に、強制は抑止の考え方に基づいており、社会生活においても広く利用されているが、恐怖心

を利用すれば万事が旨くいくわけではない。それゆえ、死刑制度に対する疑念同様、抑止論の有効性については異論がある。現在では、学校教育や家庭での躾においても、体罰の抑止効果は疑問視されており、体罰否定が大勢である。また、死刑制度のある国は人権後進国だとして評価が低く、この基準だと日本は中国と共に人権後進国である。

戦略上、敵の恐怖心を利用してある軍事行動を思い止まらせる抑止論は、人間の合理性に根拠をおいているというが、ここでいう合理性とはAの行動に対するBの反応が合理的に予想できる範囲内で機能する能力をさす。すなわち、攻撃によって得られる成果の損益計算では、味方の損害があまりにも大きいため、攻撃は引き合わないという結論となり、攻撃を思いとどまる、というわけである。しかし、AやBが計算通りに行動するという保証はない。

それゆえ、核抑止論は破壊の絶対性に対する恐怖心を利用してした戦略思想だが、一方では軍事行動の「合理性」に理論の根拠を求めながら、他方では人間の「恐怖心」というきわめて非合理的な心理を当てにするという矛盾を犯している。しかも、核戦争においては往來型の戦争のように、地上や海上にいる敵軍との戦闘で勝敗を決する必要はない。敵の諸都市、つまり戦場ではなく「内地」において、「耐えがたい破壊」を発生させるだけで十分なのである。破壊の対象は都市であり、市民である。これはもはや敵対する武装集団が対決して、戦う従来型の戦争ではない。

ダニエル・エルズバーグは「ナガサキ以後、核兵器が使用されなかつた」という言説にも異議をとなえる。強盗がこめかみに銃を突き付けて脅迫し、所持金を強奪すれば、銃は撃たなくても、「使用された」ではないかと彼はいう。だから、朝鮮戦争、キューバ危機、ベトナム戦争、湾岸戦争で、米国は「核兵器を使った」のだ、とエルズバーグは主張する。

核兵器開発にともなった超秘密主義は、開かれた民主主義国家の中核を全体主義国家の意思決定機構と類似の組織に堕落させ、米国の伝統的価値観を破壊した。くわえて、冷戦という戦争に勝つ戦略として、「敵を欺くためには味方を欺く」手法が容認され、国民を欺くことが政治の常套手段となり、政治はマキャベリズム的政治手法の悪癖におちいった。国民を欺いてまでヒロシマ・ナガサキへの原爆投下を正当化したものの、その正当性に対する国民の疑惑は解けず、深いわだかまりとして残った。

3 核兵器の使用・威嚇に関する国際司法裁判所の勧告的意見

一九九六年七月八日、オランダのハーグにある国際司法裁判所は核兵器の違法性に関して「核兵器による威嚇・使用は武力紛争に関する国際法、特に国际人道法に一般的に違反する」という歴史に残る画期的な判断を下した。一四人の構成員からなる裁判官たちのなかの五人は核兵器国である米口英仏中の判事たちだったから、自国の核政策を部分的に否定した結論は核兵器国の中核たちにとってはぎりぎりの選択だった。

注目されるのは、核兵器の使用と核兵器による威嚇とが不可分のものとして前提されていることである。すなわち、核兵器の使用が違法であるということは、とりもなおさず核兵器による威嚇もまた違法だということであり、論理的には威嚇が本質的構成要素である核抑止体制そのものが否定されることになる。敵対国の核兵器は、常時発射可能な核ミサイルの標的となっている相手国の大都市市民にとっては、死活的に深刻な脅迫とならざるをえない。

こうして、核抑止体制下においては、平時と戦時の区別がなくなつたことが明らかである。だからこそ、米ソ対立は冷い戦争（Cold War）と呼ばれたのであり、熱い戦争（Hot War）とは区別されるものの、ある種の戦争状態であることに変わりはなかつた。冷戦終結とは少なくとも対立する両核大国間の戦争状態が終わつたことを意味する。しかし、世界に核兵器が存在するかぎり、戦争状態そのものは続いている。しかもこの戦争においては、ヒロシマ・ナガサキにおいてそだつたように、戦闘員と非戦闘員の区別はない。

米口英仏中という五大核兵器国の判事が参加している国際司法裁判所である。これ以上踏み込んだ核兵器断罪を展開することは望むべくもなかつた。案の定、「国家の危急存亡にかかる極限状況における自衛の場合の核兵器の使用・威嚇については、合法とも不法とも結論できない」という留保が付加された。核兵器絶対否定論者の失望は大きかつた。

しかしながら、失望することはない。極限状況下での核兵器使用は合法とはいってないからだ。しかも、「自衛の場合の」という限定付きである。かつて米ソ両国はキューバ危機においてそうだつたように、核兵器使用の瀬戸際までいった。米国は朝鮮戦争、ベトナム戦争、ペルシャ湾岸戦争において、ソ連はアフガニスタン戦争において、核兵器使用を真剣に考慮したと伝えられる。これらとのケース中に純粹に「自衛の場合」だつた例があるだろうか。「ノー！」である。キューバ危機の場合でさえ議論は分かれるし、まして核兵器を使用した唯一の例であるヒロシマ・ナガサキの場合、米国が國家危急存亡の極限状況にあつたと抗弁することは到底不可能である。

最後に、勧告的意見は「核軍縮につながるような交渉を誠意をもつて行い、完了させる義務がある」ことを核兵器国に対して強く促している。この部分は核不拡散条約（NPT）第六条でも要請

やれでいる核兵器国が果たすべき義務であつて、裁判所が改めてこの点への喚起を促したことの意義は大きい。勧告的意見には独占的核兵器保有の現実、すなわち核抑止体制が前提されているのは否定できないが、だからといって、裁判所が核抑止体制の正統性 (legitimacy) を容認したわけではならないと注目すべき点である。

4 「アボリション＝ NGO運動」

運動の正式名は「アボリション＝ NGO：核兵器撤廃地球ネットワーク運動」(Abolition 2000 : A Global Network to Eliminate Nuclear Weapons) であるのだが、一般的には「アボリション＝ NGO」(Abolition 2000) による名称で親しまれてくる。一九九五年のNPT延長検討会議と平行して開催された世界の六〇を超える反核NGOによる国際会議は、核兵器国がNPT第六条の軍縮義務を無視してゐるに業を煮やし、義務の履行を迫る「アボリション＝ NGO宣言」を発表した。これが発端となり、核兵器の使用・威嚇の違法性を審議する国際司法裁判所へ傍聴に集ったNGOによつて一九九五年一一月にオランダのハーグで正式に発足した。運動は期限を切つた核兵器廃絶計画を西暦二〇〇〇年までに国際社会の合意にする」とをめざし、一九九八年一〇月には七七カ国へ拡大し、一〇〇〇を超える世界中のNGOが加盟した。

NPT第六条には、「核兵器国が「全面的かつ完全な軍縮に関する条約について誠実に交渉を行う」とを約束する」とある。しかし、NPTが発効した一九七〇年以来冷戦終結まで、核兵器国はこの約束を無視し、核軍拡競争にしのぎを削つた。しかも、一九九五年のNPT再検討会議において

やえ核兵器国の中心は核不拡散にしかなく、核兵器廃絶が議題となることはなかった。もはや政府に任せておくことはできないと判断したNGOの代表者たちは、核兵器国との約束不履行をこれ以上放置することはできないという切実な思いから、この画期的な世界市民運動を発足させたのだった。

「アボリシヨン＝一〇〇〇運動」という名称が示しているように、この運動の最大の眼目は核「軍縮」ではなく文字通りの核「廃^{アボリシヨン}絶」をめざしているという点だ。運動を立ち上げた活動家たちは一九世紀の米国において奴隸制撤廃論者を「アボリショニスト」と呼んだひそみにならい、自分たちを「アボリショニスト」と呼ぶ。

第二の特徴は世紀末の「西暦二〇〇〇年までに」と期限を切った点だった。この目標設定は西暦一〇〇〇年以前には大きな意味をもっていた。が、西暦二〇〇〇年を迎えた段階で問題となり、その時点や「二〇〇〇」という数字をNGOの団体数に読み替えて活動を継続する決定をし、現在に至っている。

第三の特徴は、インターネットを自由に駆使した新しい平和運動だということである。これまで軍事情報は政治家、官僚、軍人、大企業、科学者など、いわゆるエリートが独占してきたが、インターネットによる情報革命の結果、情報は民主化され、初めて「パブリック」な関心をもつた人びとによる政治が生まれようとしている。「お上」や「公」ではない「公共」という意味での「パブリック」がインターネットを媒介にして形成されつつある。^{*1}

茶の間や職場から発せられる核兵器廃絶のメッセージが国際政治を動かすかもしれないという着想には、民衆こそ国際政治の主役であり、歴史の主体であるという信念がこめられている（ホームページ <http://www.napf.org/abolition2000/>）。そして、なによりも重要なのは、核攻撃の標的が対

*1 「パブリック」の意味については稻垣久和「國家・個人・宗教—近現代日本の精神」（講談社現代新書、二〇〇七年）参照。

立国の軍隊や抽象的な「国」ではなく市民が生活している具体的な都市であるため、世界市民は当事者意識をもつに至つたことである。

5 N P T体制の本質的矛盾

「アボリシヨン二〇〇〇宣言」の冒頭には次のように書かれている。

私たちの子どもと孫とすべての未来世代が安全に生活することができる世界は、私たちが核兵器のない世界を達成し、五〇年間におよぶ核実験と核兵器生産のツケである環境悪化と人類の苦難に対処することを必要としている。さらに、「平和的な」核技術の利用とその軍事的利用との不可分のリンク、ならびに長期間の影響力をもつ放射性物質の生産と使用に内在する未来世代への脅威は無視できない。私たちは、大量破壊兵器のための物質に転換されることはなく、未来永劫に環境を毒物汚染することのない、クリーンで、安全で、再利用可能なエネルギー生産へと移行しなければならない。

米政府高官たちは原発の輸出を主張する原子力産業界の要求は満たしたいが、核兵器拡散は阻止したいという矛盾を解消する必要に迫られ、N P Tを思いついた。N P T加盟国には「原子力の和平利用のため設備、資材ならびに科学的及び技術的情報」を得る権利を与え、これと引き換えに国際原子力機関（IAEA）との間に、査察受け入れを含む保障措置協定を結ぶ義務を課すという取り決めがあるのはそのためである。

しかし、一方で原発推進をしながら、他方で核兵器保有国の増加（水平拡散）を防ぐことができ

るなどという芸当が可能なのだろうか。ケネディ政権とジョンソン政権の安全保障特別補佐官だったマクジヨージ・パンディはこの疑問に正直に答えている。「NPTは不自然であり、長続きのする政策ではない。それは核兵器保有国増加の遅延策に過ぎない。ただ、核のボタンを握っている者は少ない方がいいのだ」(The New York Times Magazine, Sunday, June 21st, 1998)、と。米国の核政策の鍵を握っていたパンディ補佐官はNPTの本質的矛盾を公言してはばからない。

すでに六〇カ国以上に原発と原子炉が拡散している現在、右手で原発推進をしながら、左手で水平拡散を防ぐという曲芸にも似たNPT体制がきわめて脆弱であることは論をまたない。しかも、核兵器の性能維持のためといわれる米ロの臨界前核実験やコンピュータ・シミュレーションによる質的レベルアップ（垂直拡散）は事実上やりたい放題なのだ。

核物理学を専門とするノーベル物理学賞受賞者のハネス・アルフエン教授は「原爆と原発は表裏一体である」と言っているが^{*2}、原子炉の研究と原発稼動技術の習熟は核兵器開発技術と直結している。また、米国防総省は原発を稼動すれば得られるレベルのプルトニウムでも、手を加えれば核兵器に転用できることを認めている。一九七四年のインドの核実験もカナダから輸入した発電用原子炉を利用したものだった。

インドとパキスタンに限らず、すべての核兵器国は核兵器保有が国の威信を高めるところ神話にしがみついている。ソ連の核実験は「ソ連をインスタント・スーパー・パワーにした」し、英国は核保有国となることによって没落する大英帝国の体面を保とうとした。そして、フランスは核実験で英國との対等性とドイツへの優越性を誇示しようとした。中国は国連から台湾を追い出し、安保理の席につくためには核実験がどうしても必要だと考えた。決して印パや北朝鮮だけが核の神話に拘

*2 ○○運動ハムブック』、IPPNW, Abolition 2000 Handbook for a World Without Nuclear Weapons, Physicians' Edition, 1995, p. 83.

泥しているのではない。

元西独のキーリングガー首相は「NPTはアルコール依存症患者の禁酒運動だ」という名言を残しているが、核兵器を手放せないのは「核中毒」に病んでいる証拠であり、自分の「核中毒」を棚上げにして他国にNPTの効用を説き、核兵器保有の断念を迫るのは滑稽であるばかりか、はなはだしい矛盾である。

こういう状況が続くかぎり、どんな手段を尽くしても核兵器の拡散は避けられないだろう。グローバルな核兵器の増加という危険を犯してまで、原発を推進する利点はない。太陽光をはじめとする代替エネルギーの具体的な選択肢も普及しつつある。大量破壊兵器に転換される心配がなく、未来永劫に環境を毒物汚染するリスクのない、クリーンで、安全で、再利用可能なエネルギー利用へと移行することこそ、核兵器ゼロの世界を実現する近道である。

周知のことく、「原発は絶対に安全」という安全性神話は、米国のスリーマイル島原発事故（一九七九年）と旧ソ連のチェルノブイリ原発事故（一九八二年）で完全に崩壊した。さらに、「原発は最も経済的」という経済性神話も崩壊した。原発稼動による電力供給が増えても、電力料金はいつも安くならないし、原発コストの将来的展望もない。

「安全で、安くて、クリーンな、未来のエネルギー」から「危険で、高くて、ダーティな、過去のエネルギー」へと転落した原発に魅力はない。米国では、最近、国防総省からの圧力で微妙に変化してきているが、約半世紀間、原発の新規発注はゼロだったし、原発に出資する銀行はなかつた。しかし、市場経済原理では維持できない原発を国が助成するのは、国家財政の浪費、税金の無駄使いであり、長期的には取り返しのつかない大失政となつて国力の低下につながる危険性をはらんで

いる。

それゆえ、原発産業が、発展途上国への原発輸出に自らの存亡を賭けているのは、近視眼的であるだけでなく、N P T体制に内在する矛盾を考慮するならば、危険この上もない冒險というほかない。万一、原発産業の思惑どおりに原発輸出が成功したならば、核兵器国増大の危険性がますます高まり、それをN P Tによつて阻止できることは印パと北朝鮮の核実験が証明している。

6 核廃絶から戦争廃絶へ

核戦争防止国際医師の会（I P P N W）が発行した前掲の『アボリシヨン二〇〇〇運動ハンドブック』の冒頭には核兵器廃絶が「人類を脅かしている、より広範な『暴力と闘争のピラミッド』を崩壊させる第一歩にすぎない」とあるが、戦争の廃絶は核廃絶の次に待つてゐる人類最大の課題であろう。「ラッセル・aignシュタイン声明」（一九五五年）も「戦争がある限り、核兵器はなくせない」として戦争の廃絶を訴えている。この半世紀間の平和は核抑止体制が功を奏したからだといふ俗説があるが、第二次世界大戦以後一五〇以上の武力衝突が発生し、二三三〇〇万人が殺されていることをどう考へてゐるのだろうか。

およそ一〇〇〇万人の犠牲者を出した第一次世界大戦の教訓は人類が戦争と訣別し、あらゆる国際紛争は平和的外交手段によつて解決されなければならないということだった。それゆえ、一九二〇年代の世界情勢は平和志向に特徴づけられており、国際政治の最大の関心も主要国による戦争の放棄だったし、平和運動の中心的主張もまた絶対平和主義だった。こうした背景の下に、ケロッグ

米国務長官とブリアン仏外相の努力が実って、一九二八年には国際連盟で「戦争放棄に関する条約」(Treaty of the Renunciation of War)が締結され、戦争の放棄とあらゆる国際紛争の平和的手段による解決が締約国に義務づけられたのだった。

しかし、第一次世界大戦の敗戦国だったドイツの扱いに失敗した列強諸国は第二次世界大戦という高価な犠牲を払わねばならなかつた。五〇〇〇万人以上の犠牲者を出した第二次世界大戦は第一次世界大戦とは比較できないほど過酷だつたから、わずか一、三〇年の間に二つの世界大戦を経験した人類の平和に対する希求も頂点に達した。したがつて、もし核兵器が使われていなかつたならば、戦後の平和運動は総力を結集して戦争の廃絶をめざしたに相違ない。そういう意味では、核廃絶は本来の平和運動には含まれていない全く新しい、異質の要素である。しかし、核兵器の非人道性と比較を絶する破壊力のために、戦後の平和運動はその大部分のエネルギーを核兵器廃絶のために消費しなければならなくなつた。その結果、「核兵器廃絶さえまならないのに、戦争廃絶など夢のまた夢」という悲観論さえ出てきている。

「平和は人権。今こそ戦争廃絶を！」(Peace is a Human Right. Time to Abolish War!)が標語の「ハーゲ平和会議」(一九九九年五月)は一八九九年の第一回「ハーゲ平和会議」一〇〇周年を記念して企画された。興味深いことに、第一回「ハーゲ平和会議」が政府間の会議だつたのに対し、一〇〇年後の「ハーゲ平和会議」はNGOの会議だつた。反核国際法律家協会、国際平和ビューロー、核戦争防止国際医師の会、世界連邦運動の四団体がその主唱者となつた。ハーゲにも「世界市民こそ歴史の主体」という意識が如実に反映されている。

非同盟諸国運動が主張しているように、戦争廃絶は夢であるどころか、現に実現されつつあるま

わめて現実的なオプションである。地球儀をよく観察してみよう。世界には戦争の発生が起これえない、あるいは起きわめて起こりにくい地域が斑模様に生まれている。スカンディナビア地域の四カ国、三七カ国からなる欧州連合諸国、米国とカナダ、オーストラリアとニュージーランドなどの間で戦争が勃発する蓋然性はほとんどない。四海によって大陸から隔離された日本にA国やB国が海を渡つて襲来し、占領するなどという想定は荒唐無稽なプロパガンダにすぎない。史上、蒙古襲来の不発と米軍の占領以外に、日本を侵略しようとした国があつただろうか。日本はアジア諸国に對して侵略国として振る舞つたが、その逆の例はない。非武装・不戦主義の日本国憲法第九条がまがりなりにも大多数の国民によつて支持されている潜在的な根拠はここにある。

7 良心的兵役拒否と絶対平和主義

しかし、不戦主義的世論は決して四海によつて他国から隔離されている日本だけの現象ではない。ドイツ、フランス、オーストリアのような徴兵制度のある国では良心的兵役拒否の思想と実践が定着し、良心的兵役拒否者に対する法的保護が整備されているが、米ソ冷戦終結後におけるその激増ぶりは顕著で、たとえば、冷戦終結後におけるドイツの良心的兵役拒否者は年間一五万人前後に達する勢いである。

良心的兵役拒否という思想は、主としてクエーカー派、メノナイト派、ブレズレン派という三つのキリスト教の宗派（歴史的平和教会と呼ばれる）に属する信徒が「殺してはならない」という聖書の命令に忠誠を誓い、戦闘を拒否したことに起源をもつ。その歴史は迫害、投獄、拷問、市民権剥

奪、国外追放などに満ちているが、第一次世界大戦と第二次世界大戦を経て、良心的兵役拒否者の人権が認められるようになり、現在では徴兵制度のある西洋諸国が多くで制度化されている。兵役拒否の代替義務としてほぼ同一期間、社会福祉施設、病院、図書館、博物館、平和研究所などで働くことになっている。二〇〇九年春現在、約二〇人のドイツ人兵役拒否者が日本の福祉施設ほかでも奉仕活動に従事している。

しかし、良心的兵役拒否者は一様ではなく、少なくとも次のようなタイプがある。①徴兵には応じないが代替義務命令には服する者、②徴兵には応じるが、もっぱら後方支援にまわり、戦闘には加わらない者、③納得のできない戦争への徴兵のみを拒否する者、④徴兵にも代替義務命令にも応じない者などである。①と④は共に絶対平和主義者たちであり、良心的兵役拒否の本流だが、①が最も多く、④が最も少ない。②と③は相対的・選択的平和主義者として位置づけることができる。

絶対平和主義は、ある種の戦争を必要悪として容認する相対的・選択的平和主義と異なり、あらゆる犠牲を覚悟で、正義の戦争、独立戦争、自衛戦争はもとより、革命権・抵抗権に基づく民衆の武装蜂起を含む、物理的な力の行使によるいつさいの殺傷と暴力を否認する。国防という市民社会における国民の基本的義務と考えられている兵役義務を拒否するわけだから、それが人権として承認されるまでには民主主義が成熟している西洋諸国でも長い間の糺余曲折があった。権利としての兵役拒否は当初は特定宗教の信奉者のみを対象とした限定的なものだったが、第二次世界大戦を契機にして非宗教的な市民的兵役忌避の権利へと拡大し、今日に至っている。

絶対平和主義は実効性の乏しい理想論とみなされがちだが、日本国憲法第九条に実定法化されて、国民の平和意識を規定しており、また、その政治的有効性はインドのマハトマ・ガンディや米国の

マーティン・ルーサー・キング牧師らの非暴力的政治実践にも顕著に現れている。すなわち、 Gandhiはロシアの文豪トルストイのキリスト教的・理想主義的な平和思想に深く学びつつ、これを政治的・実践的原理としての積極的非暴力主義へと転化することによって、インドの平和的独立を達成し、キング牧師はGandhiの非暴力主義を公民権運動に援用して、アフリカ系米国市民の人権拡大に成功した。彼女ら・彼らは、不服従、非協力、不買、断食、集団入獄、黙祷集会、税金不払い、デモ、ボイコット、ピケット、ストライキなどのあらゆる非暴力的抵抗手段を積極的に駆使して、二〇世紀における絶対平和主義の政治的有効性を証明した。

近年における絶対平和主義は、兵器の生産・輸出入禁止、軍と関係のある科学・教育・文化活動への非協力、戦争玩具のボイコット、国防費分の税負担拒否、軍隊廃絶の国民投票などへと運動の範囲を拡げている。

8 憲法九条は非現実的か——軍隊のない国々

無軍備と絶対不戦を明文化した日本国憲法第九条を非現実的な理想論だとする論調は古くからあるが、逆に、これこそ二一世紀の指針であるとして、世界の憲法に取り入れることを主張している外国人もいる。たとえば、米国人のチャールズ・オーバビー博士もその一人である。朝鮮戦争に参加した経験をもつ彼にはペルシャ湾岸戦争の勝利に沸いていた米国でテレビ放映される戦場の悲惨が見えていた。「正義の戦争を叫んでいる限り人類の悲惨はなくならない。どうすればいいのか?」オーバビー博士の脳裏に閃いたのは日本国憲法第九条だった。そして彼は、憲法九条の非武

装・平和主義に忠実な人びとが提唱してきた「良心的兵役拒否国家」論への支持を表明している。^{*3}

一〇〇八年にN P O 法人のピースボートが中心になって組織した「世界九条会議」は幕張、仙台、大阪、広島などで大成功をおさめ、世界中からノーベル平和賞受賞者を含む著名人が来日した。また、大江健三郎や澤地久枝ら九人の代表的知識人が二〇〇四年に提唱した「九条の会」は日本全国で七〇〇〇を超えるグループに膨れ上がり、いまや、「戦争をしない日本」は世界のモデル国家となつており、その普遍化は急務といつてよい。

前田朗によれば、コスタリカ、ドミニカ、ハイチ、キリバス、リヒテンシュタイン、モルディブ、モーリシャス、モナコ、ナウル、パナマ、セントクリスとファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、バチカン市国、サモア、ソロモン諸島など、すでに世界には軍隊のない国が二七もある。^{*4}

これらの国々が非武装である理由はさまざまだから、一様に「良心的兵役拒否国家」と呼ぶことはできないが、軍備をもたず、軍事費がゼロならば、戦争は起きないから、人類は軍縮や反戦の問題から解放され、貧困、環境汚染、麻薬、エイズなどの伝染病、疎外、犯罪などの問題解決に積極的に取り組むことができるだろうし、平和学はそれを真剣にめざさなければならない。

一〇世紀は戦争の世紀だった。そしてヒロシマ・ナガサキの悲劇は、軍事力と科学技術との結合が、人類は自らの文明を滅ぼし、歴史に終止符を打ちかねないことを教えてくれた。それは「剣をとる者は、みな剣で滅びる」（聖書）という冷徹な真理の再確認でもあった。

*3 チャールズ・オーバービー著／國弘正雄訳『地球憲法第九条〔増補版〕』（たばな出版、二〇〇五年）。

*4 前田朗『軍隊のない国家——27の国々と人びと』（日本評論社、二〇〇八年）。